



「日本型食生活」論の転換点：
「食生活指針2000」におけるその不在の意味
するもの

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-07-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸川, 律子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004365

「日本型食生活」論の転換点

— 「食生活指針 2000」におけるその不在の意味するもの —

戸川 律子

マクガバン・レポートは、戦後日本の食政策史をそれ以前と以後とに分けて語るものが今や当然の前提とされるほどに大きな衝撃を日本に与えた。その衝撃によって、日本の近代化が孕まざるをえない両義性が、食生活という国民すべてに例外なくかつ不可欠な生活の基層に関わる問いとして問題化される。この両義的な問題性は、一方で、欧米においてすでに実施されつつあった体系的食政策の導入という意味での「欧米化」の必要性として、しかし、他方で、日本独自の食生活とは何かという問いを提起したという意味で、日本の固有性を自ら規定する必要性として、日本人に自覚される。一言にして言えば、マクガバン・レポートという外的衝撃によって、食政策における欧米式の体系化は、日本の食文化の固有性をその基礎としてはじめて可能になることを日本人は理解したのである。この共通理解を前提として、1980年代、90年代の食政策論議が「日本型食生活」論を基軸に展開されてきた。

ところが、2000年に、それまで20年に渡って展開されてきた「日本型食生活」論に異変が起こる。同年、日本における初の体系的食政策の起点になる厚生・農水・文部三省合同による「食生活指針」（以下、「食生活指針 2000」と表記）が策定される¹。「日本型食生活」論を謳ってきた農水省にとって、それを体系的食政策としてさらに発展させるための出発点となるはずのこの指針の中に、奇妙なことに、ただの一言も「日本型食生活」論への言及がないのである。この一見すると忽然としたとも言える同論の食政策論議の表舞台からの退場は何を意味するのであろうか。本稿は、「食生活指針 2000」の策定に至るまでの経緯と食政策をめぐる当時の内外の情勢を詳細に追うことによって、その意味を探る。

第1節 「日本型食生活」論の“不在”

まず確認しておくべきことは、関係各省庁の連携をその必須条件とした体系的食政策の実質的な始動は2000年であるとしても、そのような総合政策の必要性そのものは「日

本型食生活」論の成立と同時に自覚されていたということである。体系的食政策の必要性は、「80年農政審答申」以来、「食生活懇談会」においても、「日本型検討会報告」においても、度々訴えられてきた。なかんずく食料政策と栄養政策との連携は、欧米諸国ですでに1970年代から実践されていることもあり、マクガバン・レポートの発表以降、食の「近代化」の必須条件であると農水省は考えていた。

しかし、体系的食政策の具体化には時間がかかった。食に関する問題に対してそれぞれ異なった領域を管轄し、異なった目標を掲げている関係各省間が足並みを揃え、共通の総合政策に取り組むことは、従来からの縦割り行政という障壁もあり、容易なことではなかったからである。ようやく、2000年になって、「食生活指針検討委員会」（農水省）が設置され、関係省庁の担当官が同委員会に出席し議論を重ね、1984年から継続している「健康づくりのための食生活指針検討委員会」（厚生省）に、座長及び数人の委員が出席し、食生活指針の内容が最終的に検討され、厚生・農水・文部の三省合同による「食生活指針（以下、「食生活指針2000」と記述）」が策定されることとなった。国民への「食生活指針2000」の普及を目指し、両委員会座長の編集による『食生活指針』が発表されたのは2002年のことである²。

ところが、それまでの20年間に渡る「日本型食生活」論を前提として構想されたはずの体系的食政策の第一歩とも言える「食生活指針2000」に、「日本型食生活」という言葉すら見当たらないのである。もちろん、10項目にまとめられた僅か2頁ほどの同指針にこの言葉が出てこないという事実だけから、「日本型食生活」論の扱いについて当事者たちの間にどのような変化が起こったのかを窺い知ることはできない。そこで、同指針について、その項目ごとに詳しく解説した『食生活指針』を検討することによって、それまでの「日本型食生活」論に対して「食生活指針2000」がどのような関係に立つのか、両者を比較しながら見ていこう。

まず注目すべきなのは、日本人の食生活の全般的な評価に関して、両者は、基本的な点において異なっていることである。農水省は、1980年以降、日本において欧米諸国とは異なった食生活パターンが形成されつつあるという認識の下、「日本型食生活」の国民への定着に取り組んできたにもかかわらず、『食生活指針』では、その取り組みについては一言も触れられていないのである。

それどころか、「日本型食生活」論の特徴とされる「米を主食とする食生活」の位置づけ・評価に関して、ほとんど手のひらを返したとも言える記述さえ見られる。従来の「日本型食生活」論では、日本人の栄養水準の良好とされる根拠は、「米を主食とした伝統的な食習慣の存在が大きな影響を与えている³」ことであつたのに対して、『食生活指針』

では、戦後の「栄養学者および栄養士が日本人の栄養状態の改善に、食事の欧米化が必要だと考えて国民に指導した」ことが大きく、「主食偏重による良質たんぱく質、脂質、各種ビタミン、ミネラルの欠乏を改善するために、ごはんの摂取量を減らし、おかずを食べることを推奨した」政策の成功によって、日本人の栄養は改善したと明記されているのである⁴。つまり、これまでの「日本型食生活」論に比べて、米を主食とした日本の「伝統」的食生活の重要性が著しく後退していると言わざるを得ない。

それに、『食生活指針』全体で、「日本型食生活」という言葉そのものが使われているのはわずか2箇所しかない。しかも、その1箇所では、「日本型食生活のくずれ」が問題にされ⁵、他の1箇所では、「日本型食生活の実践状況」が分析され、「日本型食生活」の実践が容易ではない現代食生活事情が報告されているに過ぎない⁶。すなわち、これから構築されていくべきモデルという意味では全く使われていない。

さらには、『食生活指針』によれば、指針の内容は、世界的な共通点をそれが含むことを排除しないとしても、その国に固有なものでなければならぬにもかかわらず⁷、多くの委員たちが指針作成のための「食生活指針検討委員会」の議論において、すでに欧米諸国の食生活指針に大きく影響を受け、日本の独自性を打ち出すことに成功しているとは言いがたい⁸。事実、「食生活指針2000」の中で、日本の独自性が強調されている項目は、「主食・主菜・副菜を基本に、食事のバランスを」という1項目でしかない。これだけでは同指針の中に「日本型食生活」論の主張が反映されているとは到底言いがたい。『食生活指針』で当該項目に言及している箇所を見ても、この日本の独自性をそれとして認めてはいるが、それを積極的に評価するかどうかの判断は国民に委ねられている⁹。それまでの「日本型食生活」論に対して極めて消極的な姿勢であると言わざるを得ない。そればかりか、厚生省側からは、日本独自の食事様式で示された食品群別表に不満を洩らす声さえあった¹⁰。

このように、「食生活指針2000」は、そこに「日本型食生活」論を継承するという姿勢は見出しがたく、むしろこれまで重視されてきた日本の独自性の主張はそこで慎重に避けられていると言うべきであり、逆に欧米諸国の例に倣うかのような仕方で作成されているのである。

ただ、ここまで「食生活指針2000」策定の経緯をたどったかぎりでは、農水省が推進してきた「日本型食生活」論に対して、厚生省が批判的な立場を取っていることが、「日本型食生活」論を後退させただけのことでではないのか、という見方もできるかもしれない。しかし、あえて次のように問うてみよう。『食生活指針』における「日本型食生活」

論に対する、否定的とまでは言えないかもしれないが、少なくとも消極的とは言わざるをえない態度は、日本の食政策の転換を反映していないのだろうか。より詳しく言い換えれば、体系的食政策の策定・推進は、過去の理想的な「日本型食生活」から逸脱してしまい、もはやそこへ回帰することはできなくなった日本人に、「日本型食生活」とは異なった、新しいモデルを提供するという方針転換を含意していないのだろうか。この間に答えるためには、当時の厚生省の政策をさらに詳しく見ていく必要がある。

第2節 「食生活指針 2000」策定までの経緯

農水省・厚生省・文部省連携の「食生活指針 2000」策定の最も重要な契機は、1999年7月に、新たに食料・農業・農村基本法が制定されたことである。同基本法は、食料自給率の向上と農業生産活動の多面にわたる機能の発揮とをその目的としている¹¹。その施策にあたって、「国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するために、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講じる¹²」という。この目標実現のためのガイドラインとして、上記三省が、合同で、「食生活指針 2000」を作成することとなったのである。

「食生活指針 2000」は、一般の人々が「健全な食生活」を目標として、それを実現化するための具体化された指針という重要な役割を担っていた。同基本法によれば、「健全な食生活」とは「健康で充実した、かつ活動的な長寿社会の実現を図る」ことを目的としている。「食生活指針 2000」は、原則として、栄養素ではなく食事パターンや食品摂取で示すことに重点が置かれ¹³、視覚媒体となる食品群別表が合わせて使用されていた。

日本において初めて策定された食生活指針は、農水省の「日本型食生活指針」（1983年）であるが、他方、厚生省も、農水省とは独立に、食生活指針の作成に取り組んできた。厚生省は、1984年に「日本人の食生活指針策定検討委員会」を設置し、翌年5月に初めての指針として「健康づくりのための食生活指針」（1985年）を発表している。その発表後には、「対象特性別健康づくりのための食生活指針¹⁴」（1990年）が策定され、(1) 成長期、(2) 女性（母性含む）、(3) 高齢者、(4) 成人病予防、とそれぞれの特性に応じた指針が作成されている。

初めての指針が発表された年を基準にすれば、厚生省は農水省よりも2年遅れていることになるが、マクガバン・レポートの大きな影響を受けているという点では、厚生省も農水省と同じである。両省の指針作成に参加した東京大学医学部助教授豊川裕之によ

れば、厚生省は、公衆衛生審議会栄養部会において、マクガバン・レポートの普及版『栄養とあなたの健康』を意識した研究と対策が実施されていたという¹⁵。実際、厚生省は、健康づくり特別研究を推進するため、1981年に「疾病と栄養に関する検討委員会」を発足させ、1983年に「循環器疾患・痛・糖尿病の予防と食生活」を早くも公表している。さらに、厚生省の定める「日本人の栄養所要量」では、1980年の改定版から脂肪のエネルギー比と食塩の所要量が明記されるようになり、明らかにエネルギー過剰摂取を意識した栄養政策へと転換していることが読み取れる。この「日本人の栄養所要量」は、栄養・健康政策及び食料政策の基盤となるものであり、1970年以降、5年毎に見直しされるようになった。ところが、マクガバン・レポートの発表が1977年であったため、その内容を考慮した改訂版の発行は1980年の改定版まで待たなければならなかったのである。以上のような経緯を考慮すれば、厚生省は、むしろ農水省よりも早い段階で、食生活指針の検討を進めてきたと言える。

しかし、両省がそれぞれに作成した食生活指針が、関係各省庁の連携した総合的食政策に直ちに発展することはなかった。その主たる理由は、単なる縦割り行政の弊害という問題ではなく、両省が同じ「食生活指針」という言葉を使っている、それを策定する際の目標がそれぞれ異なっていたということである。農水省の目標は、「日本型食生活」という概念の国民への定着であったのに対して、厚生省の目標は、「日本人の栄養所要量」という栄養学的に示された数値の達成であったのである。両省がそれぞれの目標にこだわらざるが、それらの間に連携など考えがたかっただろうことは容易に想像がつく。しかし、言うまでもなく、関係省庁の連携した食政策を実施するには、関係省庁が共通の目標を持つ必要がある。そこで「食生活指針2000」では、厚生省の目標としてきた「日本人の栄養所要量」を共通目標とすることで、両省間の折り合いをつけたというのが実情であったのであろう¹⁶。

しかし、たとえそうであったとしても、それは農水省側の一方的な譲歩、あるいは妥協の産物だ、と決めつけては、早計の誇りを免れないであろう。なぜなら、農水省が「日本型食生活」という概念を「食生活指針2000」から消し去ることに同意したのは、体系的食政策実現のためのいわば戦略的譲歩であり、むしろ将来における「日本型食生活」論の「復活」をも視野に入れた上での暫定的選択だったという見方も成り立つからである。この見方に立つとき、「日本型食生活」論の「食生活指針2000」における不在は、その挫折でも放棄でもなく、むしろ転換点として捉えうるのである。

第3節 「食生活指針 2000」策定に至らせた背景

前節では、厚生省と農水省との立場の違いを強調した。しかし、両省には、その立場の違いを超えた、共通の課題もあったという事実を忘れるわけにはいかない。なぜなら、その共通課題が両省を体系的政策の策定に向かわせる一つ重要な契機になっているからである。その課題を自覚させたのは、世界保健機関（WHO）と国際連合食糧農業機関（FAO）による、世界の国々に国家・地域レベルの取り組みとしての「食物ベースの食生活指針 Food -Based Dietary Guidelines(FBDGs)」(以下、FBDGs と記載) 策定勧告である¹⁷。

1992年、WHO/FAOは、ローマで世界栄養会議を開催し、全世界のすべての人々に供給するのに十分な食料があるにもかかわらず、不平等な配分という重大問題が存在し、飢餓や栄養失調で苦しむ国があるという問題を指摘し、世界の国々が協力してその問題の解決にあたることの必要性を訴えた。同会議において、世界の人々の栄養状態の改善とそのため行動計画とその宣言文が検討され、世界栄養宣言が批准された¹⁸。

WHO/FAOがFBDGsの策定を世界各国に勧告するまでに至ったのは、栄養素よりも食事パターンや食品の摂取を重要視するようになったからである。それまでの食生活指針は、食生活に関連した心臓病や高血圧などの慢性疾患の予防とその対策として、1968年に北欧諸国からスタートした栄養学的政策であったのに対し、FBDGsは、地域的な条件に基づいた食生活及び食習慣に関連する公衆衛生上の問題を解決するための栄養学的政策及び食料政策を具体化する手段である。それは、集団ごとの文化・社会経済的状態・環境などの背景に見合った行動計画を立て、その立案には、その集団地域の農業生産能力との調整も考慮されなければならないという考え方をもとに、各国がそれぞれの地域で入手できる食料を利用することが前提とされているのである。

体系的食政策の展開において、アメリカが世界をリードしてきたことには異論の余地がない。マクガバン・レポートの発表後に開始された「米国人のための食生活指針」(1980年)は、5年毎に新たな科学的情報を組み込んで改定している。「世界栄養宣言」後に作成された「米国人のための食生活指針」(1995年)では、フードガイド・ピラミッドと食品の栄養成分表示とが国民に提示されるようになった。フードガイド・ピラミッドは、それまでの食品群別表による食品摂取の選択と栄養バランスの理解に加え、全摂取量に対するそれらの配分量も一目で理解できるという画期的な視覚媒体である。それは、アメリカ国民が栄養学的根拠に基づいた自発的な食行動を日常の食生活から自然に身につけることを目的としたものであった。

厚生省はアメリカ占領下時代から、常にアメリカを手本とし、国民栄養調査等、栄養学的観点からの食政策を実施してきた。このことは、アメリカで新たに開始された栄養政策に則って、日本でも同様な政策を実施しなければならないという大きな制約を厚生省に強いてきた。特に、日本の食品群別表は、アメリカ占領下時代に、GHQ の持参した食品群別表を基礎にして作成されたという経緯があり¹⁹、それ以来、アメリカの食政策は、厚生省に大きな影響を与え続けてきたのである。「世界栄養宣言」以後のアメリカの FBDGs に対する取り組みも例外ではなく、新たな栄養政策ツールの必要性を厚生省に認識させることとなった。そして、フードガイド・ピラミッドと食品の栄養成分表の作成は、農水省管轄の食品企業の協力が必要であり、それらを普及させるためには文部省との連携は欠かせない。つまり、厚生省においても、新たな食生活指針を作成し、これまで常に目標としてきたアメリカのような体系的食政策を実施するためには、関係省庁の連携が必要不可欠であることがはっきりと認識されていたのである。つまり、栄養学者や厚生省側の食生活指針作成の第一目的は、食政策の欧米化であった。

一方、農水省にとって、WHO/FAO の認識は、「80 年農政審答申」以来、日本の食料問題の中心的課題として出現した「食料安全保障」という考え方も合致するものであった²⁰。1970 年以降、食料自給率の低かったヨーロッパの国々がその向上を目指す農業政策に転換したが、日本は、反対に世界最大の食料輸入国となってしまった。ところが、他方では、食料ロスが年を追うごとに拡大している。日本は、先進諸国のなかでも、WHO/FAO が指摘した問題を引き起こしている側にあると言わざるを得ない。WHO/FAO の勧告は、日本政府に FBDGs の策定だけでなく、世界の国々との関係の中で、食料自給率の向上に取り組まなければならないという課題を自覚させたのである。

WHO/FAO の勧告はまた、1990 年頃から農産物貿易自由化を求める内外の要望によって後退しつつあった「食料安全保障」論の復活の契機ともなった。「食料安全保障」論は幾つかのタイプに分けられるが、今回のそれは、世界的食料危機における自国の食料維持を主張した「国家独立のための国内自給」論ではなく、低開発諸国等、食料不足国からの食料掠奪への批判を出発点とした、いわば「人道的食料安全保障」論に属する。その復活を世界的に決定づけたのが「世界食料サミット」(1996 年 11 月)での日本国による代表演説であった。

世界食料サミットは、1996 年 11 月に、FAO の呼びかけによりローマで開催された。世界 185 カ国、80 以上の国際機関の代表が出席し、そこでは世界食料安全保障に関する「ローマ宣言」と「世界食料サミット行動計画」とが採択された。「ローマ宣言」は、国連加盟国に 2015 年までに地球上で慢性的な栄養不足に悩む人の数を半分に減らすこ

とを呼びかけ、「世界食料サミット行動計画」は、食料安全保障を個人、家族、国家、地域そして地球レベルで達成するため、政府及び非政府組織の数値目標を設定した。

日本からは藤本孝雄農林水産大臣、小倉和夫外務審議官、国会議員らが政府代表として出席し、藤本が代表演説を行った²¹。藤本は、「食糧問題は、世界の全ての人々が等しく真剣に考えなければならない問題である」と同時に、「現在もなお8億人の飢餓・栄養不良人口が世界に存在していることは、人道的見地からも看過し得ない問題」であるとして、それに対処するため、「人類の生存の基盤である食糧や、自然環境の中で営まれる農林水産業は、単に経済的視点のみではなく、多面的な視点で考えていく必要がある」という点を強調した。そして、食料輸入国、食料輸出国、飢餓・栄養不良の国の三つの観点から世界の食料安全保障の達成に向けての適切な政策と行動について述べた。食料輸入国である日本の貢献としては、「国土資源等農業生産資源の制約により、国内生産のみでの需要は困難な状況にあり、国内生産に加え輸入及び備蓄を適切に組み合わせることが必要である」が、やはり、世界最大の食料輸入国としては、「国内資源を有効利用しつつ、持続可能な国内生産を推進することがとりわけ重要」であり、「一定の国内生産の確保に努めることは、国際市場の安定化と、中長期的な世界の食糧安全保障にも資するものである」との考え方を示した。

以上から言えることは、1990年代後半には、厚生省も農水省も、日本の食政策は、世界の食糧事情と各国の食政策とを考慮することなしにはもはや成り立たないという認識において一致していたということである。両省は、日本の状況を世界のその中に位置づけることの必要性を90年代後半には十分に理解していた。その共通理解が直ちに両省連携体制の構築をもたらさなかったとはいえ、少なくとも、欧米諸国におくれをとってはいけないという強い願望と、日本は世界から、とりわけ欧米諸国から、どう評価されているかという対外意識とが、この両省に共通の方向性を与えていたと言えるであろう。とすれば、この共通認識が、世界的視野に立った食政策実現のためには連携は不可欠であるという両省間の合意を準備し、両省互いに異なった目的を持ちながらではあるが、そこから「食生活指針2000」の成立へと至ったという見方が成り立つだろう。

第4節 食料自給率の改善・向上

関係省庁が連携して立ち上げることになるであろう、世界的視野に立った体系的食政策の主目標が、食料自給率の改善・向上になることは前節の考察から容易に理解できる

であろう。事実、日本政府は、食料サミットが開催された翌年1997年4月に、そのような主目標を念頭に、新しい農業基本法の制定に向けて動き始める²²。

まず、橋本内閣総理大臣の諮問を受けた「食料・農業・農村基本問題調査会」が今後の食料・農業・農村政策のあり方についての検討を開始する。同調査会において、食料自給率を政策目標とすべきかどうかの議論が重ねられ、最終的に提出された答申では、「食料が国民の自由な選択を通じて消費されるものであることを踏まえ、[…]国民の理解を得た上で、国民参加型の生産・消費の指針としての食料自給率目標が掲げられるならば、食料政策の方向や内容を明示するものとして、意義がある」という認識が示される。と同時に、「消費者等の商品選択に資するよう、表示・企画等により適切な情報提供を行うとともに、食生活のあり方を見つめなおす国民運動を展開すべきである」という方向性が打ち出される。つまり、食料自給率の改善・向上を国家目標として掲げるには、食に関する適切な情報を国民に提供することによって、国民自らが自分たちの食生活の見直しをできるような環境を整え、それを国民運動と言えるところまで発展させることがその必要条件だと考えられているわけである。

当の食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給について、国内農業生産量の増大がその基本であるとされる。これに輸入及び備蓄を適切に組み合わせておこなっていくこと(第2条第2項)、不測時においても、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されるようにすること(同条第4項)等が定められた。しかし、同法は、それだけで体系的な食政策の実施を可能にするような具体性に欠けていた。食料の安定供給確保のための食料消費に関する施策のためには、「国民の食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するために、健全な食生活に関する指針の策定」(第16条第2項)を必要としていた。この必要性が、三省合同の「食生活指針2000」の策定を要請したのである。したがって、同指針が、食生活の見直しを自発的な国民運動にまで発展させることを目指す体系的食政策としての性格を持っているのは、この意味で、当然のことなのである。しかし、ある活動が国民運動と言えるところまで発展するためには、何よりも国民自身が当該の問題について危機感を持たなくてはならない。

食の「近代化」とは、科学的根拠に基づいた自己検証、組織的・体系的・合理的な政策、国民の自覚的参加をその成立の諸条件とする、国民国家レベルにおける自発的な自己転換であると言うことができる。とすれば、第二期栄養政策の開始した時点で、そのような国民国家は、たとえ欧米諸国においても、存在しなかった。そして、そう言うよいのならば、アメリカはようやく食の「近代化」に向けての取り組みを開始したのであり、こうしたアメリカの取り組みは、アメリカ国民の健康状態が危機的状況にあること

の意識化であり、その解決への意志の国家レベルでの現れとして見ることができるであろう。

ところが、日本には、欧米諸国のような逼迫した国民の健康問題はなく、日本人の平均的な栄養水準は、欧米諸国の目標とする数値を維持しているという論調が1970年代から2000年頃まで主流だった。日本人の健康や栄養水準には大きな問題がないという認識が支配的だったことが、一方では、戦後推進されてきた食生活の欧米化からの転換を容易にはさせたが、同時に、他方では、その同じ意識が日本における食政策の展開を妨げてきたとも言わなくてはならない。日本には欧米諸国に見られるような食生活によって引き起こされる目立った健康問題はなく、したがって、現状の「日本型食生活」を維持することに何ら差し障りはないと主張する現状維持派が主流を占めていたということである。しかし、まさにそのことが欧米諸国のような体系的食政策の展開の大きな障害になっていたのである。とすれば、80年代・90年代に食政策推進の主役であった「日本型食生活」論をいわば舞台裏に引っ込め、日本人の食生活の問題点を特に前面に押し出したのは、近い将来、欧米と同様の問題を抱えることになるかもしれないという不安を国民に与え、現在の食生活を続けることによって引き起こされるであろう健康問題に対する危機感を喚起するという意図からだったという見方も成り立つだろう。

しかし、上記の論拠だけからこのような結論を導くことはもちろんできない。さらに詳しく当時の現状を見てみよう。

厚生省「国民栄養調査」（2000年）によれば、日本人の食生活は、エネルギー摂取量は、平均で見るとほぼ適性量と評価され、PFC熱量バランスについては、摂取エネルギーに占めるたんぱく質、脂質、炭水化物の構成比は、ここ数年変わっていない。脂肪摂取量については、ほとんど変化なく、近年は横ばい状態にある²³。つまり、平均的に見れば、日本人のPFC熱量バランスはまだ崩れるまでには至っておらず、むしろ良好とされる範囲内にあった。実際、日本人の食生活水準が良好であるという認識が少なからぬ識者たちの間にあった。例えば、食生活指針検討委員会においてさえ、日本人の栄養はアンバランスではなく、牛肉は自由化になっても消費量はそれほど増えず、69年～92年の脂肪の伸びも日本人の体格の伸長に伴ったものであるとの認識を示し、「食生活指針」の必要性を疑問視する委員がいたほどであった²⁴。したがって、『食生活指針検討委員会報告』における日本人の食生活の現状についての否定的な記述は、いささか誇張されていると言わざるを得ない。

『食生活指針検討委員会報告』において、「日本型食生活」の崩れとして特に問題とされたのは、脂肪摂取比率であった。その理由として、年齢別にみれば、脂肪摂取比率が「日

本型食生活」の適正範囲である上限値 25%を超えている層が多く見られることが挙げられている。実際、1988 年の時点で、平均脂肪摂取比率はすでに 25.5%であり、それ以降は常に 25%を越えている状態にあった。しかし、ここで注意しなくてはならないことは、「80 年代日本型」で示された脂肪摂取比率の適正範囲と同報告のそれとが異なっているということである。前者での適正範囲は 20～30%であるのに対して、後者では、厚生省の「日本人の栄養所要量」の目標に依拠して、20～25%とされているのである。それゆえ、1990 年の「日本型検討委員会」には、脂肪摂取率に関して否定的な見方は一切なかったのは当然のことであった。一方、まったく同一の現状について、食生活指針検討会の基準に拠って、脂肪摂取比率だけを取り上げて問題にすれば、「90 年代日本型」論の時点で、すでに「日本型食生活」は崩れかけていた、という結論を引き出すことも不可能ではなくなるのである。したがって、日本人の食生活の現状が深刻化しているから、「日本型食生活」論に基づいたそれまでの政策を転換しなければならないという議論は、脂肪摂取率を根拠にしただけでは成立しえない。

それに、忘れてならないことは、「日本型食生活」論は、過去に実在した日本の食生活を手放しで礼賛し、それを理想化したものではないということである。「日本型食生活」をめぐっての 80 年代・90 年代の 20 年に渡る様々な議論の過程では、「日本型食生活」という概念自体への疑義も提出され、同概念に対する批判的な検討も行われてきたという事実を無視することはできない。とすれば、『食生活指針』における「日本型食生活」論に対する批判的な姿勢は、「食生活指針 2000」策定過程で突然に生まれたものではなく、むしろ「日本型食生活」論の展開そのものが「日本型食生活」という概念がもともと孕んでいた諸問題の自覚へと、食政策に関わる当事者たちを徐々に導いていった、その結果である、という見方も十分成り立つであろう。

結論

「食生活指針 2000」における「日本型食生活」論の不在は、同論の否定、放棄、あるいは排除などではなく、その転換点であるという、本稿第 2 節の末尾で示唆した見方の妥当性を、第 3 節では、食をめぐる当時の世界情勢という世界的視野において、第 4 節では、当時の日本にとって喫緊かつ不可避的な課題であった自給率改善・向上という国内事情という観点から、それぞれに根拠づけようと試みた。

そこから、80 年代・90 年代を通じであれほど盛んに論じられた「日本型食生活」論への言及が「食生活指針 2000」にはないという事実は、同論が孕んでいた問題性を明

るみに出し、それをさらに大きな議論の枠組みの中に位置づけるという意図の表れである、という見方が引き出せるであろう。日本における体系的食政策の第一歩とも言える「食生活指針 2000」が、世界の国々の指針に歩調を合わせるような仕方で作成されたのも、それゆえのことであるとすれば、「日本型食生活」論が主張してきた「日本の独自性」についての積極的な記述がそこに見出されないことは、むしろ当然で、特に驚くにはあたらないことになる。

そして、この見方の妥当性は、2006年の「食育推進基本計画」における「日本型食生活」論の「復活」によって事実上裏付けられることになる。そこで次の問いとして立てられるべきなのは、この復活した「日本型食生活」論は、「食生活指針 2000」に象徴される転換点を経て、いかなる変貌を遂げたのか、ということである。

注

- 1 農林水産省食品流通局主催で発足。1999年9月から5回に渡って検討し報告書を提出。
農水省「食生活検討委員会」座長：坂本元子（和洋女子大学家政学部部長）。
厚生省「健康づくりのための食生活検討委員会」座長：田中平三（健康・栄養研究所理事長）。
- 2 独立行政法人国立健康・栄養研究所監修、田中平三・坂本元子編『食生活指針』（第一出版2002年）総頁数107頁。
- 3 農政審議会『80年代の農政の基本方向 農産物の需要と生産の長期見直し』（農林弘済会1980年）13頁。
- 4 「主食偏重による良質たんぱく質、脂質、各種ビタミン、ミネラルの欠乏を改善するために、ごはんの摂取量を減少し、おかずの食べることを推進したのです。このことにより、日本人の意識の中に「おかずは栄養価が高く、ごはんには大して栄養はない」とする概念が植えつけられました。この政策は成功し、脂質、とくに動物性脂質と動物性たんぱく質の摂取量が増大し、日本人の栄養は改善しました」（『食生活指針』34頁）。
- 5 「これ以上米離れ、穀類離れが進むと、日本型食生活の崩れによる生活習慣病の増加が懸念されます」（同書、37頁）。
- 6 「わが国で日本型食生活の実践状況について調査した結果では、『日本型食生活を心がけている』人が約6割と高いものの、『関心はあるが、実践できない』とする人

- も約3割ありました」(同書、77頁)。
- 7 「食生活指針の内容は、世界各国で一致しているものもありますが、その国に特異的なものでなければなりません」(同書、5頁)。
 - 8 食品流通局「第1回食生活指針検討委員会議事録」(農林水産省1999年9月)で、坂本座長は、アルコールの項目を指針に入れるほうが良いのではという意見に対して、欧米諸国の指針の約7割りがアルコールをとり上げているから、その意見に反対ではないという姿勢を示している。また、同座長は、アメリカで教育ツールとして普及している「ピラミッド型食品成分表」を日本でも作りたいと述べている。食品流通局「第3回食生活指針検討委員会議事録」(農林水産省1999年11月)では、ある委員が「諸外国の指針は簡潔であるが表現が洒落ている。例えばイギリスの指針の『食事を楽しもう』は単純で分かりやすい。日本の指針も仕上がりでは単純で分かりやすく洒落た感じにする必要」があると主張している(5-8頁)。
 - 9 その項目について両座長は次のように述べている。「このような主食、主菜、副菜という分類は、日本独自のもので欧米食には見られません。この分類がよいか、悪いかの評価は、一般の人々が、食生活指針を理解し、それを実行していくかどうかによってなされるべきでしょう」(『食生活指針』、5頁)。
 - 10 厚生省の食生活指針検討委員会委員長田中平三は、「検討会ではサービング・サイズとサービング数が示されなかった」として、1食分を1サービングとするアメリカのフード・ピラミッドが採用されず、主食・主菜・副菜を使った日本独自の視覚媒体となったことに「せっかくのビジュアルデザインも消化不良にさせられてしまった」と不満を述べている(同書、23頁)。
 - 11 食料・農業・農村基本法第2条から第5条の基本理念参照。
 - 12 食料・農業・農村基本法第18条第2項目。
 - 13 「一般の人々が、適切な食事を理解し、それを実行していくには、栄養素で示すよりも食物の方が優れています」(『食生活指針』、3頁)。
 - 14 対象別特性とは、男女別、年齢別、妊産婦など。
 - 15 豊川裕之『「食生活指針」の比較検討』(人間選書1987年)では、「昭和五十九年、日本人の食生活指針策定検討委員会が設けられた。これに関連する専門委員会としては、すでに『疾病予防の栄養に関する検討委員会』(昭和五十六年度健康づくり特別研究)などもあり、[...] 公衆衛生審議会栄養部会が常設委員として機能しており、後述する『アメリカ人の食事目標』(一九七七年)の普及版『栄養とあなたの健康』(農務省、保健省)を意識した研究と対策がなされていた」と述べられて

- いる (68 頁)。
- 16 食品流通局「第 1 回生活指針検討委員会議事録」(農林水産省 1999 年 9 月)では、ある委員が「脂肪摂取の上限について、農林水産省の独自性をだすため、厚生省とは別の数値を出すべきという意見があったが、各省で別々というのは問題。[...]他省庁の方向がまとまった時に、縦割りの批判がでないようにしてほしい」と述べている (4 頁)。
 - 17 食品流通局「第 1 回生活指針検討委員会議事録」(農林水産省 1999 年 9 月)では、坂本元子座長が座長就任の挨拶で「食生活では、1992 年 FAO/WHO の世界栄養会議におけるフードベースダイエタリーガイドライン (FBDG) の策定に関する世界宣言と行動計画が重要と史料」と述べている (1 頁)。
 - 18 足立己幸・西田千鶴監訳『食物ベース食生活指針の開発と活用』、第一出版、2002 年、1 頁。
 - 19 例えば、近藤とし子『歩きながら考える』(芽ばえ社 2006 年)では、1948 年の GHQ 栄養顧問ポール・ハウ (Paul E Howe) 大佐との会話を回顧し、「『日本人は昔から総カロリーの七〇~八〇パーセントは主食からとってた』食習慣を説明して、やっとわかってもらえ、アメリカには主食という言葉がないことが私にもわかりました。[...]『栄養素ではなく、食品群に分けて国民に教えなさい、このポスターを使って』と言われました。すなわち、M (ミルク) M (肉) B (パン) V (野菜) の 4 食品群でした。[...]『この米国農務省のポスターで、すぐ使えるのは野菜だけです』と、思わず私は声を大きくして答えますと、『それでは日本式のものを持ってらっしゃい』と言われ、私は杉並のモデル保健所へ行って、六つの食品群のポスターを作成し、司令部に持って行きました」と述べている (61-63 頁)。
 - 20 1972 年のソ連の不作を契機として国際的に穀物価格が高騰し、翌年アメリカが大豆の輸出規制措置を実施した。その後、ブラジル、カナダ等、大豆輸出国がこれに同調した。これを契機に日本国民の間に食料の量的不安が強まった。世論は食料危機を予想し、食料の国内自給論が高まった。
 - 21 外務省報道・広報「国連の場における演説」、
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/08/un_1114.html) (last access 2012/11/30)
 - 22 食料・農業・農村基本法問題調査会「第 1 回食料・農業・農村基本法問題調査会議事録」(農水省 1997 年 4 月)では、開会の挨拶に橋本内閣総理大臣が「現在、我が国は、高度情報通信の発展による世界の一体化や、急速な少子・高齢化の進展、産業の空洞化への懸念への対応などのさまざまな課題に直面いたしております。こう

した諸課題に的確に対応するためには、自由で活力のある発展を妨げている現在の我が国の仕組みを大きく変えていかなければなりませんし、世界の潮流を先取りする経済社会システムを一日も早く創造することが不可欠でございます」と述べている。

- 23 厚生省「国民栄養調査」（編者健康・栄養情報研究会『国民栄養の現状』（第一出版2000年））30頁。
- 24 食品流通局「第2回生活指針検討委員会議事録」（農林水産省1999年10月）では、ある委員が「日本人の栄養はアンバランスではないと思う。牛肉は自由化になっても消費量はそれほど増えなかった。69年～92年の脂肪の伸びも日本人の体格の伸長に伴ったもの」として、「それほど食生活の心配をする必要はない」と述べている（13頁）。*議事録には、「委員」と書かれているだけで、発言者の名前が確認できない。農水省に問い合わせたが、「発言した委員の名前がわかる記録はない」との返答であった。